

事 務 連 絡
平成 29 年 7 月 7 日

各 都道府県介護保険主管部（局） 御中

厚生労働省老健局
総務課認知症施策推進室
振 興 課

改正道路交通法の円滑な施行に向けた各都道府県警察
及び関係団体等との連携について

日頃より、地域包括ケアシステムの整備、認知症施策の推進にあたり、御協力を賜り御礼を申し上げます。

高齢運転者による交通事故防止対策に関し、6月30日に関係省庁による「高齢運転者交通事故防止対策ワーキングチーム」（以下「ワーキングチーム」という。）において、「高齢運転者による交通事故防止に向けて」の取りまとめ（以下「ワーキングチーム取りまとめ」という。）が行われ、7月7日に開催された交通対策本部（本部長：加藤内閣府特命担当大臣）において、ワーキングチーム取りまとめの内容を推進していくことが決定されました。このうち当省の施策に係る内容は以下のとおりであり、ご了知の上、その推進にご協力をお願いいたします。また、併せて管内市町村にも周知願います。

1 ワーキングチーム取りまとめの経緯

昨年 11 月に、高齢者が運転する車による事故が報道等で大きく取り上げられたことを受け、「高齢運転者による交通事故防止対策に関する関係閣僚会議」が開催され、総理から以下の 3 点について検討するよう指示がありました。

- （1）改正道交法の円滑な施行
- （2）高齢者の移動手段の確保など社会全体で生活を支える体制の整備
- （3）高齢運転者の特性も踏まえたさらなる対策

上記の総理の指示を受け、内閣府に係省庁によるワーキングチームを設置し、平成 28 年 11 月から平成 29 年 6 月までの間に 4 回開催し、検討を行ってきた結果を取りまとめたものです。

2 ワーキングチーム取りまとめの概要

(1) ワーキングチーム取りまとめの概要、本文は、別添のとおりです。当省の施策との関係では、ワーキングチーム取りまとめの「1. 改正道路交通法の円滑な施行」において、地域における医師の診断体制の確保、自治体の福祉部局と警察が連携して認知症のおそれがあると判断された人を早期診断・早期対応につなげること、運転免許の自主返納を検討している本人や家族等に対する支援等の取組を推進すること等が盛り込まれています（ワーキングチーム取りまとめP1,2を参照）。

都道府県及び市町村におかれては、平成29年4月20日付の厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室事務連絡「改正道路交通法の円滑な施行に向けた各都道府県警察及び関係団体等との連携について」に基づいて取組を推進していただくよう、引き続きご協力をお願いします。

(2) 「2. 高齢者の移動手段の確保など社会全体で高齢者の生活を支える体制の整備」において、①市町村における福祉部局と交通部局の連携強化や交通関係と介護保険制度等の地域の協議の場との連携により一体的な対策の検討を行うこと、②介護予防・日常生活支援総合事業において実施される移動支援サービス（訪問型サービスD）について、その対象者や助成の範囲の明確化すること、③移動支援サービスとして実施可能なモデルの情報提供を行うことにより、同サービスの普及・拡大を図ること等が盛り込まれています（ワーキングチーム取りまとめP3を参照）。

このうち、移動支援サービスにおける対象者や助成の範囲の明確化については、平成29年6月28日付老発0628第9号厚生労働省老健局長通知「「介護予防・日常生活支援総合事業のガイドラインについて」の一部改正について」によりお示ししたところですので、ご確認をお願いします。

(3) また、「3. 高齢運転者の特性も踏まえた更なる対策」において、都道府県警察の運転適性相談窓口と地域包括支援センター等自治体の福祉部局との情報共有・連携体制を構築するなど、それぞれの高齢運転者の特性に応じたきめ細やかな対策を推進すること等が盛り込まれています（ワーキングチーム取りまとめP4を参照）。

運転適性相談窓口には、認知症に限らず様々な要因により運転に支障が生じている高齢者が相談に訪れることが想定され、その中には様々な生活支援が必要な方が含まれることも想定されます。地域包括支援センター等自治体の福祉部局と運転適性相談窓口等との連携体制の構築により、そうした高齢者の情報が提供された場合には、適切な支援を受けられるようご協力をお願いします。

なお、ワーキングチーム取りまとめに先立ち、「高齢運転者交通事故防止対策に関する有識者会議」（警察庁主催）、「高齢者の移動手段の確保に関する検討会」（国土交通省主催）において、それぞれとりまとめが行われ、公表されていますので、あわせてご確認ください。

警察庁「高齢運転者交通事故防止対策に関する有識者会議」

<https://www.npa.go.jp/bureau/traffic/council/index.html#silver>

国土交通省「高齢者の移動手段の確保に関する検討会」

http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/sosei_transport_fr_000084.html

【本件照会先】

厚生労働省老健局

総務課認知症施策推進室

担当：余語、近藤

TEL：03-5253-1111（内線 3975）

振興課

担当：谷内、櫻井

TEL：03-5253-1111（内線 3982）